

第七回会長・事務局局長会 第三回人事対策委員会 平成二十九年人事異動を総括



三月二十一日の香川県教職員人事異動発表を受け、三月二十七日(火)、第七回会長局長会、第三回人事対策委員会を開催した。事務局より、地域間異動希望者の達成状況について説明があった後、各単組の会長、人対部長から、異動要望の達成率や良かった点、問題点等についての報告があった。

中には、会員の希望と言えない異動も見られたが、強い留任希望、地域間異動の希望達成度ともに高い達成率を示した。会員の異動希望については、香教連と各単組が県教育委員会をはじめ、東西教育事務所、各市町教育委員会に一〇〇%伝えていく。教職員の年齢構成や勤務年数、教科のバランス、地域の事情等や学校の事情等様々な要因で希望がかなわなかった会員については、本年度も引き続き要望をいただくと共に、香教連・各単組も全力を尽くす所存である。

市町教育委員会訪問

香川県内全市町教育委員会を訪問し、教育長にお会いしている。

これまで香教連は県教育委員会に対して要望活動を行っており、市町教育委員会に対しては各単組から人事を中心とした要望活動を行ってきた。しかし、特別支援教育支援員やスクールサポートスタッフの配置・増員や土曜日の教育活動の実施、夏休みの短縮等のように市町教育委員会の判断で実施されている事柄も増えてきている現状である。そこで市町教育委員会へも香教連本部から直接赴き、単組役員と共に現場の声を届けたいと考えている。どの教育長も快くお会いいただき、「香川の子供たちのために、手を携えて頑張りましょう。」というお言葉をいただいた。香教連は現場の声にこれまで以上に耳を傾け、県教育委員会を始め、各市町教育委員会へ会員の皆様の声を届けたいと考える。全ては「子供たちのために」である。

香教連会員の皆様へ

左記のとおり、香川県教職員連盟平成三十年度役員選挙について公示いたします。

香教連役員選挙公示

香教連選挙管理委員会委員長

香教連規約第十九条及び二十条・二十一条に基づく平成三十年度役員選挙について、次の通り告示する。

記

立候補締切日

平成三十年五月二十一日(月)

一斉選挙日

平成三十年五月二十六日(土)

選挙投票地

第四十八回定期大会会場
(ミューズホール)

選出役員

委員長	一名
副委員長	若千名
事務局局長	一名
事務局次長	二名
執行委員	若干名
監査委員	三名

専従職場訪問活動

香教連事務局は、各単組の評議員会・定例会にできるだけ参加させていただき、会員の皆様の声を聞かせていただいている。

それに加え、より多く会員の先生方の声を聞かせていただくために、県内各単組への専従職場訪問を昨年以上に計画している。

勤務上の悩みや事務局への要望等、会員の皆様から生の御意見・御要望をいただけたらと思っております。また香教連活動を深く理解していただくために、行事や研修、福利厚生等について、専従よりお話をさせていただこうと計画している。

組織拡大に向け、積極的に活動する予定である。各学校の評議員・分責の方々の御協力をいただきたい。

御希望の学校がありましたら
TEL 〇八七―八三五―二七二一
まで御連絡ください。



香教連サポート体制

香教連では、本年度も左記のとおり、ためになる様々な制度を充実のサポート体制で、会員皆様にバックアップして参ります。また、各単組ごとの相互援助規定もございませう。香教連会員であるメリットを是非とも御活用ください。

○ 香教連弁護士相談制度

香教連を通じて、平井法律事務所(高松市丸の内)へ無料の相談ができます。さらに、必要であれば弁護士と面談できます。(相談は無料)

○ 交通事故等相談窓口

中澤ほけん企画(三井住友海上担当 中澤篤史氏)が交通事故、自動車保険の相談に応じます。(他社保険加入者でも相談に応じます。)

○ 香教連生命共済制度

- (会員名簿に詳細を記載します。)
- ・結婚 五千円
 - ・病气・けが 一万円
 - ・(三週間以上の入院、自宅療養)
 - ・家屋損壊(地震の場合を除く) 十万円(全壊)
 - ・五万円(半壊)
 - ・広域人事転居援助金 一万円
 - ・死亡弔慰金・高度障害見舞金 四十五万円
 - ・(実績、支給金額は毎年変動します)
- 他にも「私費による研修会参加補助」等で皆様のサポートします。

○ 全日教連争訟費用互助基金

全日教連会員が業務遂行に関連して損害賠償請求訴訟を提起された場合、負担する争訟費用を補助します。(香教連弁護士相談制度と併用可)

○ 全日教連積立年金制度

予定利率一・二六%(平成三十年年度)＋配当率という高い利率です。(ボーナス時は一口一万円より)一口千円(月掛け)より、契約できます。年に二回積立金(口数)変更可能。

○ 全日教連訴訟費用保険制度

月額三百六十円の掛け金で、教師が民事訴訟の被告となった場合の弁護士費用五百万円、損害賠償請求三千万円まで補償します。

詳しくは、香教連事務局〇八七―八三五―二七二一まで